

「旅客自動車運送事業運輸規則及び標準運送約款の一部改正(案)」に対していただいた
主なご意見と国土交通省の考え方

いただいたご意見	国土交通省の考え方
○原案に賛成致します。但し、公共交通機関において、不特定多数の利用者から新型インフルエンザの感染者(潜伏者)を見分けることは困難と思われます。仮に新型インフルエンザが発生した場合、国として公共交通機関を全面的に運休させ更なる感染者の発生を抑制する措置を講ずるのか、あるいは、避難等を迅速に行うため自家用車の運転を禁止し、公共交通機関を全面的に運行させる措置を講じるのか、また、その際には従業員への優先的なワクチン接種を行う等の予防措置を行うのか等、具体的な行動指針について今後ご提示いただけますようお願い致します。	○今般の改正は一般旅客自動車運送事業者が運送の引受け又は継続の拒絶ができる者として「新型インフルエンザ等感染症」の患者を追加するものですが、仮に新型インフルエンザ等感染症が発生した場合の公共交通機関の具体的な行動指針については、これまで内閣官房や国土交通省等のホームページで公表しているところではありますが、今後とも、関係省庁との検討を踏まえ、具体的内容について公表させていただきます。